

中小企業デジタル化支援業務について、次のとおり公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定しますので、公告します。

令和7年4月16日

奈良県知事 山下 真

第1 業務の内容

- 1 業務名 中小企業デジタル化等支援業務委託
- 2 業務内容 別紙「中小企業デジタル化等支援業務委託公募型企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- 4 委託上限額 金 9,990,200円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

第2 企画提案の方法

奈良県中小企業デジタル化等支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、あらかじめ定めた審査基準及び方法により審査を行い、候補者を特定します。なお、提案者は、選定委員会においてプレゼンテーションを実施するとともに、質疑にも応答すること。

第3 公募型企画提案に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この公募型企画提案に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で「営業種目Q5広告・イベント業務」又は「営業種目Q7諸サービス」に登録している者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 過去5年間に国又は地方公共団体等と同種類及び同規模以上の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。
- 5 ISO/IEC27001、ISMS認証、プライバシーマーク等の第三者認証を取得又は個人情報の保護に関する法律に則った個人情報の取扱い方針（個人情報保護方針、プライバシーポリシーなど）を定めていること。

第4 公募型企画提案参加資格確認審査

この公募型企画提案に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、公募型企画提案参加資格確認申請を行うとともに、公募型企画提案説明書5で示す書類を奈良県産業部経営支援課経営力向上係（第6で示す場所）に提出しなければなりません。

第5 日程等

1 公募型企画提案説明書、仕様書等の掲載

- (1) 掲載期限 令和7年4月16日（水）
- (2) 掲載場所 奈良県 産業部 経営支援課のホームページ

2 参加申込

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
- (3) 提出先 第6のとおり

3 公募型企画提案にかかる質問及び回答

- (1) 受付期限 令和7年4月22日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
- (3) 提出先 第6のとおり
- (4) 回答方法 奈良県 産業部 経営支援課のホームページ

4 公募型企画提案書の提出期限、場所、方法

- (1) 提出期限 令和7年5月19日（月）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
- (3) 提出先 第6のとおり

5 公募手続説明会の実施

- (1) 実施しません。

第6 問い合わせ先

- 1 手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501
奈良市登大路町30番地
奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係
電話番号 0742-27-8131
ホームページURL <https://www.pref.nara.jp/64067.htm>

第7 その他

1 提案の無効

提案者が次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- (1) 企画提案に対して、二以上の提案をした場合
- (2) 参加申込書又は企画提案書において、提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合
- (3) 参加申込書又は企画提案書において、記載すべき事項の全部又は一部について記載がない場合
- (4) 参加申込書又は企画提案書において、添付すべき書類の添付がない場合
- (5) 参加申込書又は企画提案書において、虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 見積書の所在地、商号又は名称、金額、業務委託名、印影の誤字脱字をした場合
- (7) 委託上限額を超える見積書が提出された場合
- (8) その他提出書類に虚偽の記載をした場合

2 参加資格の喪失

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が1に掲げる各号に該当した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

3 契約手続き

奈良県は、第2により特定した候補者（以下「被特定者」という。）と奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則）等に基づき、契約手続きを行います。

4 契約の不締結

被特定者は、契約締結までの間に次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 被特定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与してい

るとき。

- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

5 契約の解除

契約締結後、契約者について4の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、4の（1）、（3）、（4）及び（5）中「被特定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

6 その他

- (1) 本事業は国庫金を活用して実施する事業であることから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第3号による検査の対象となる場合があることに留意すること。
- (2) 公募型企画提案の参加において必要な書類の作成及び提出等に要する経費は、提案者の負担とします。なお、提案書は返却しません。
- (3) 審査結果は、企画提案書を受け付けた事業者に対して書面で通知し、第6に記載のホームページにて令和8年2月27日（金）まで審査結果を掲載します。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めません。
- (4) 詳細は、公募型企画提案説明書及び仕様書によります。
- (5) 公募型企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

以上